

2023年

4  
月号

# 協会けんぽからの お知らせ



## 年に一度は 生活習慣病予防健診

全国健康保険協会(協会けんぽ)高知支部では、加入者の皆様が、年に一度は、ご自分の健康状態を確認し、健康を保持・増進できるよう、「生活習慣病予防健診」の推進に取り組んでいます。

生活習慣病予防健診のご案内は、3月下旬に緑色の封筒で事業所様へお送りしていますので、内容をご確認頂き、ぜひご利用くださいますようお願いいたします。

健診のご予約などは、直接、健診実施機関にお願いいたします。なお、健診実施機関、特定保健指導実施機関につきましては、協会けんぽ高知支部のホームページでご確認ください。

### 令和5年4月から 自己負担額が軽減されます！

ぜひ、協会けんぽの  
生活習慣病予防健診  
をご活用ください！

一般健診 対象：35歳～74歳の被保険者（ご本人）

軽減前

最高

7,169円



軽減後

最高

5,282円

詳しくは、  
こちら



※付加健診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウィルス検査の自己負担も同様に軽減します。

### 生活習慣病予防健診申込みQ&A

問1 35歳未満の者を新規で採用しました。健診を受けるにあたり、生活習慣病予防健診は利用できますか？

答1 35歳未満の方の健診は生活習慣病予防健診の補助対象外です。ただし、20～34歳の女性で偶数年齢の年度に当たる方は、子宮頸がん検診(単独)のみ協会けんぽの補助を受けて、受診することが可能です。

問2 新たに採用したばかりで、手続き中のため保険証の番号が決まっています。健診機関へ予約することはできますか？

答2 健診機関において、補助対象者であるかの確認を**保険証の番号により行う**必要があります。そのため、保険証の番号が決定してからご予約をお願いします。  
ただし、健診機関によっては、健診日の仮予約が行える場合もありますので、詳細につきましては直接ご希望の健診機関へお問い合わせ下さい。

問3 健診機関で予約をした後に健診日などが変更になったら、どうしたらいいですか？

答3 下表をご参照ください(※**いずれの場合も協会けんぽへの連絡は不要です**)。

こんな時	対処方法
健診を予定していた社員が退職した	予約した健診機関にキャンセルの連絡をしてください。
健診機関を変更する	先に予約した健診機関にキャンセルの連絡を行い、変更したい健診機関へあらためて予約をしてください。
再雇用などにより、保険証の番号が変わった	予約している健診機関へ保険証の番号が変更されたことを連絡してください。

【お問い合わせ先】 保健グループ TEL 088-820-6020 (健診・保健指導担当部署直通)

# 保険証が使用できるのは**退職日まで**です。 在職中の保険証は、退職日の翌日で無効(資格喪失)となります。

- 無効となった保険証が使用された場合、協会けんぽから退職者に対し、医療費の返還を求めています。退職される方は、健康保険証(家族分も含む)を必ず事業所へ返却してください。
- 事業所のご担当者様は、無効となった保険証を退職者が使用しないよう、**退職時は確実に保険証の回収をお願いします**。回収後は、資格喪失届に添付して、日本年金機構へご提出ください。

## 退職時に保険証を回収できなかった場合

後日協会けんぽから保険証の返却を求めますので、日本年金機構へ資格喪失届等を提出する際に、**退職者の電話番号を記入した「健康保険 被保険者証回収不能届」**の添付をお願いします。  
(様式は日本年金機構のホームページからダウンロード可能です。)



## 加入者の皆さまの健康づくりが、健康保険料率に反映されます。

協会けんぽでは、平成30年度から、加入者や事業主の皆さまの取組に応じてインセンティブを付与し、各都道府県の健康保険料率に反映されるという制度が導入されています。  
インセンティブ制度では、下の5つの取組結果を評価します。令和3年度の高知支部の総合評価は、47位でした。

①	健診を受けて体の状態を把握しましょう。 ～ 健診の受診率 ～	31位
②	健診結果で「生活習慣改善が必要」とされたら、保健指導を受けましょう。 ～ 保健指導の実施率 ～	36位
③	保健指導の対象者にならないよう、健康的な生活を心がけましょう。 ～ 保健指導対象者の減少 ～	47位
④	健診結果で治療が必要と判定されたら、医療機関を受診しましょう。 ～ 要治療者の医療機関受診 ～	36位
⑤	ジェネリック医薬品を活用して、上手に医療費を節約しましょう。 ～ ジェネリック医薬品の使用割合 ～	28位

## 「要治療」を放置しないで!

高血圧や高血糖状態を放置すると、動脈硬化が進行し、心疾患や脳血管疾患の危険性が高まります。健診で「要治療」と言われたら、できるだけ早く(1カ月以内に)受診してください。

